記入日：令和　　年　　月　　日

戸沢村長　渡部　秀勝　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 名称及び代表者氏名 |  |

戸沢村新生活対応補助金交付申請書

　表記補助金の交付を受けたいので、戸沢村新生活対応補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）名称（商号または屋号） |  |
| 主たる業種 | **【以下のいずれか一つを選択してください】**□商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）□サービス業のうち宿泊業・娯楽業□製造業その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 常時使用する従業員数※２ | 人 | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。＊従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。 |
| 申請　者 | （フリガナ）氏　　名 |  | 役　　　職 |  |
| 住　　所 | （〒　　－　　　） |
| 電話番号 |  | 携帯電話番号 |  |

２　補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の具体的内容 |  |
| 補助事業の実施期間 | 交付決定日　～　令和　　年　　月　　日 |

※補助事業の開始日は令和２年４月７日まで遡及可能　　※補助事業の完了予定日は最長で令和３年１月１５日まで

３　経費明細（補助対象経費および補助金交付申請額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内容・必要理由 | 経費内訳（単価×回数） | 補助対象経費 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （１）補助対象経費合計　　　（下限２万円） |  |
| （２）補助金交付申請額　　　（千円未満切捨て、上限20万円） |  |

※経費区分には、裏面補助対象とする経費（例）を参考に「①機械装置等費」から「⑤外注費」までの各費目を記入してください。

４　その他添付書類

・補助対象事業に係る費用がわかる見積書（備品等を購入する場合）（消耗品購入の場合は省略可）

・契約書など（店舗改修等工事を伴う場合）

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

|  |
| --- |
| (１)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）(２)暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）(３)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）(４)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）(５)総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）(６)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）(７)特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）(８)前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者イ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められることロ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められることハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められることニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められることホ　その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること |

〇補助対象とする経費（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 説　　明 |
| ①機械装置等費 | 飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費 |
| ②システム構築費 | ＥＣ販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費 |
| ③衛生用品費 | 衛生用品（マスク、ゴム手袋、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費 |
| ④広報費 | テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費 |
| ⑤外注費 | 上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（３密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。） |

※　汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。